

○ 既存エネルギー税制をさらに一段と環境配慮したものとしていく（グリーン化を図る）ことも考えられる。

- 既存エネルギー関係諸税には、CO<sub>2</sub>排出抑制効果という一種の次善の環境税という性質があるという点が重要であり、これを温暖化防止、低炭素化に寄与する方向に改革していくことも極めて有効である。
- 既存エネルギー関係諸税を環境に配慮したものに転換し、エネルギー税の構造を再構築していくことは、自然な流れである。エネルギー・環境対策の観点から、国のかたちとして、どういう姿を目指すのか、といった理念を掲げながら、その転換を図っていくべきである。
- また、揮発油税等の暫定税率の水準維持については、公平の観点からすると、なぜガソリン等の消費者だけが環境に対してこのまま負担し続けなければならないのか、納税者の疑問を呼ぶ可能性がある。納税者の一層の納得や公平という観点から、同じくエネルギー課税として重要な石油石炭税についても、議論せざるを得ないのでないか。
- なお、この石油石炭税は、上流ですべての化石燃料に課税されているという点で注目すべきである。この税率を仮にCO<sub>2</sub>排出量基準に組み替えれば、相当に高いCO<sub>2</sub>の排出削減効果が得られると考えられる。併行して、電気に課税する電源開発促進税について、風力や太陽光、原子力といった低炭素の電源への税負担を相対的に低くすることも視野に、電源立地促進に必要な税収に見合う税率へと下げることや、もともとの課税目的を基礎に置きつつ、地球温暖化防止を新たな目的に加えて使途を拡張していくこと、さらには、制度的には一般財源化しつつも環境への使途に優先的に配慮すること、といった様々なオプションも考えられるとの指摘があった。
- 平成15年度の税制改正において、石油税から石油石炭税へと改正した際には、電源開発促進税の減税とセットで、エネルギー関係諸税の中でグリーン化を行った例もある。今後、改革対象の税目、税収の使途も含めて見直す範囲を広げるということになれば、今後さらにグリーン税制改革を一層進めていくに当たっての選択肢は拡大するのではないか。

## 5. 諸外国における取組の現状

○ 諸外国における「炭素税」導入や「既存エネルギー税制の活用」（例えばガソリン課税によるCO<sub>2</sub>排出抑制への取組み）といった環境問題への国際的な取組の現状

既存税制の税率への炭素比例の税率上乗せの例や、炭素比例ではないが既存税制でカバーしていない対象に新税を導入している例など、諸外国の環境税導入のパターンはいくつもあり、それらを踏まえて、我が国にふさわしい環境税導入の道筋を具体化するべきである。

- ・諸外国における環境税のパターンは大きく三つある。1つは、フィンランドのパターンであり、液体燃料税の内数として、基本税、付加税、戦略備蓄料があり、1つの税の中で、税率の算定に当たって、基本税の税率に加え、炭素比例のCO<sub>2</sub>排出量1トン当たりの税率を用いている。次に、デンマークのパターンがあり、既存税制とは別に新税としてCO<sub>2</sub>税を課し、既存税制の徴税システムをそのまま活用して、炭素比例の税率を上乗せして課税している。もう1つのパターンは、イギリスのパターンであり、既存税制がカバーしていなかった課税対象に対し、炭素比例ではないが新税を導入している。なお、それぞれの国で、燃料種間の税率を、炭素税率に換算した税率で比較すると、不均一になっているものの、同じ燃料種に関して、各国の税率を比べると、大幅な開きはないことが明らかであり、総じて見ると、我が国の倍程度若しくはそれ以上の水準となっている。これらの例を踏まえて、我が国にふさわしい環境税の具体化を図るべきである。
- ・EUは知恵を活かした制度設計をしており、「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」(2003年10月公布。2004年1月発効)において最低税率が決められ、EU諸国で共有されている。既存の化石燃料諸税をベースにしながら、税率を上げたり、課税対象を増やす努力をしている。我が国でも、そういう方向でのグリーン化を図るべきであり、その一環として、環境税を具体化していくことも大いに考えられる。
- ・なお、各国の温暖化対策のための税制の税収については、基本的には法律上、具体的な使途は特定していないという意味において、一般財源である。その中で、その時々の必要な予算措置として、国民保険の軽減や年金保険料の軽減、場合によっては環境対策の支援等に活用している。例えばドイツでは、環境税制改革として鉱油税の税率を上げたが、それ以前、その税収は一般財源かつ一部道路関連の支出に充てることとされていたが、改正後においても、基本的に変わっていない。こうした柔軟な取組も参考の上、制度設計すべきである。
- ・北欧では、公平性、効率性を重視し、炭素含有量に基づく税が一部導入されている(例えば、フィンランド・デンマークでは、それぞれCO<sub>2</sub>排出量1トン当たり3,220円・1,984円の炭素含有量比例の税率)。こうした中、フィンランドの天然ガスについては、政策的に税率を半減している。天然ガスについては、石炭に比べて環境負荷が低く、同じ熱量を得るのに石炭と原油と天然ガスのCO<sub>2</sub>の排出量は、10:7.5:5.5となっている。我が国の石油石炭税について、CO<sub>2</sub>排出量1トン当たりの税率でみると、例えば石炭・天然ガス・重油・ガソリン換算で、291円・400円・753円・879円とバラツキがあるが、化石燃料間の選択を政策的に誘導するために、不均一な税率を活用するという取組についても、参考とすべきである。